

議 事 日 程 (第2号)

令和5年3月6日 午前10時00分開会

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 須恵町手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第10号 | 令和4年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第11 | 議案第26号 | 須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例 |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 須恵町手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第10号 | 令和4年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号) |

日程第11 議案第26号 須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例

出席議員（13名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	百田輝子
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
13番	三上政義	14番	今村桂子
15番	松山力弥		

欠席議員（1名）

12番	田原重美
-----	------

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	主任主事	吉開英
----	-----	------	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	猪股清貴	総務課長	諸石豊
税務課長	合屋真由美	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	吉川聡士	地域振興課長	平山幸治
福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田敦
会計管理者	横山剛	健康増進課長	舩本直明
学校教育課長	吉本孝治	ふるさと応援課長	船井弘喜
子育て支援課長	稲岡慎太郎	社会教育課長	伊藤泰彦
上下水道課事業課長	岩崎勝	上下水道課管理課長	権藤武範
総務課参事	黒川忠敬	総務課長補佐	白水婦美
学校教育課参事	松本孝之	監査委員	吉松辰美

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

ここで、本会議中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。今回、提出された追加議案は条例1件でございます。付託議案を採決後、追加議案について提案理由の説明を行います。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会ですが、両常任委員会の協議により、文教厚生委員会も審査に参加する連合審査会としております。また、16日の最終本会議で付託議案を採決後、報告1件が追加されます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 議案第1号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第1号粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第1号粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会が管理する国鉄炭鉱跡地の一部売却に伴い、当該協議会の規約の一部変更に関し、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第252条の6の規定により町議会の議決を求めるものです。

これは、3町で組織する国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約をばた山飛び地の取得に伴い、一部改正する必要が生じ、規約の改正には地方自治法第252条の6の規定により、協議する行為についての議決が必要となるため議決を求めるものです。

採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第1号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第1号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第1号粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第2号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第2号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第2号須恵町手数料条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年6月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

現在、犬の所有者は狂犬病予防法に基づき市町村に申請し、飼い犬の登録を受け、鑑札の交付を受けることが義務づけられております。今回、動物の愛護及び管理に関する法律等が一部改正され、令和4年6月1日以降、犬猫等販売業者は犬や猫を取得したときはマイクロチップを装着し、環境省の指定登録機関に所有者等の情報を登録することが義務づけられました。これにより町民が販売業者から犬を購入する場合は、既にマイクロチップは装着済みであり、所有者の変更登録を指定登録機関にオンライン等で行うこととなります。

マイクロチップの登録情報は、ワンストップサービスに参加する市町村にはメールで通知されることとなり、市町村がこの通知を受けた場合には、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録申請があったとみなされ、装着されたマイクロチップは市町村から交付された鑑札とみなされることとなりました。

この制度改正により、町では通知を受けた所有者情報等を狂犬病予防法に基づく登録原簿に記載するのみとなり、鑑札の交付事務は不要となります。こうした状況を考慮し、マイクロチップの装着により通知を受けた犬の登録については、手数料1頭につき3,000円を徴収しないこととするため、須恵町手数料条例を改正するものです。

なお、販売業者からではなく個人から犬を取得した場合にはマイクロチップの装着が努力義務とされており、装着のない犬の登録についてはこれまでどおり町に申請し、鑑札の交付を受けますので登録手数料の納付が必要となります。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしています。

質疑として、猫についてはというもの、答弁として、販売業者は猫にもチップを装着する。犬と猫のみで他のペットに装着義務はないというものでした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） すみません、犬猫にチップを装着したものの死亡したときは、それは返却とか登録抹消とかはあるのでしょうか。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 残念ながら、ただいまの質疑に関しては議論しておりませんので、どうしましょう。終了後、聞きにおいでください。説明いたします。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君、それでよろしいですか。

○議員（14番 今村 桂子） はい。

○議長（松山 力弥） ほかに質疑ありませんか。——これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第2号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第2号須恵町手数料条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第3号

○町長（平松 秀一） 日程第3、議案第3号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第3号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページをお願いします。

提案理由として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和4年12月16日に公布され、同日から施行されたことに関し、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の改正につきましては、第26条の懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除する改正とな

ります。

こちらの民法及び児童福祉法において、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

以上、採決の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第3号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第3号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第4号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第4号町道路線の認定についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第4号町道路線の認定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定の必要が生じたもので提案するものです。

今回の路線の認定は7路線です。

2ページは、開発行為の宅地分譲等において、公衆用道路として寄附を受けた野間原1号線をはじめ計7路線を一般公共道路として新規認定するものでございます。

議案書記載のとおり状況でございます。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第4号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第4号町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第5号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第5号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第5号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第6号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和4年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,169万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億4,537万8,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。質疑として、歳入において1款町税では、軽自動車税登録台数の増についての質疑に、全体で90台増えたとの答弁がありました。

13款使用料及び手数料では、屋外広告物許可申請の新規箇所についての質疑に、新規箇所は7件、継続14件、更新8件ですとの答弁がありました。

17款寄附金では、ふるさと納税が10億円の見込みに届かなかった要因についての質疑に、返礼品で仕入れにおいて材料が入らなかったため、お節やもつ鍋の出荷量が減るなど、全体的に数が減った影響が大きい。本年度はあまおういちご、ハンバーグ、うなぎの返礼品が人気があり、広告の効果もあり7億円ほどの納税額となっており、3月のキャンペーンで8億円を目指す予定ですとの答弁がありました。

歳出において、2款総務費ではマイナンバーカードの申請状況の質疑に、2月19日時点で2万4,322名、83.7%が申請し、74.2%の交付率です。1日平均70から80名がマイナンバーカード作成に来庁され、最後の3日は1日170名、最終日は1時間待ちの106名の申請があったとの答弁がありました。

マイナンバーカードの出張申請の詳細と来年度の業務委託についての質疑では、出張アザレア

ホール30回、コメリ・Aコープで20回の計50回の779名、1日平均16名の出張申請を行いました。来年度の業務委託は国の動向を見ながらになりますとの答弁がありました。

マイナンバーカード交付事務の減額補正についての質疑に、郵送費用を予算を増やして計上していたための減額ですとの答弁がありました。

3款民生費で重度障害者の数の質疑に、566名との答弁でした。

柚の木福祉会運営事業費補助金の減額についての質疑に、立上げ時の運営費で柚の木との協議で運営が軌道に乗ったので減額になったとの答弁がありました。

非課税所帯と臨時特別交付金の減額についての質疑に、所得税の確定、国の情報確定がない中、1,000世帯を見込んでいたが、申請が少なかったとの答弁でした。

障がい児放課後等対策事業、おひさまクラブの廃止に至る詳細の質疑に、前年は20人いたが、次年度から委託先を社協からシルバー人材センターに変更予定で利用者に説明したところ、障害の特性を理解されている方がいなくなるなどの理由で利用者が全員利用料なども検討され、民間の施設を利用することになった。民間の施設も増え、初期の目的を達成したと考え、廃止することになったとの答弁がありました。

保育園の障がい児等保育助成事業費補助金増の詳細についての質疑に、障害児1人当たり、一月22万3,000円の補助金を出している。民営化になり、保育士が増えたため、障害児の受入れも増えている。現在、認定が不明瞭なので金額を下げるため3段階の補助金への変更を検討中ですとの答弁がありました。

4款衛生費で、予防接種事業2,000万円減の詳細についての質疑に、定期予防接種高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ予防接種などが少なかった。子宮頸がんワクチン接種は国が積極的に予算を上げたが予定より少なかった。来年度から新ワクチンが承認される。副作用の懸念などの影響があるのではとの答弁がありました。

周知は万全だったのかとの質疑に、対象者には通知を送付した。定期から外れた人にも勧奨したとの答弁がありました。

住民検診事業の減についての質疑に、コロナの影響で減少した。検診受診者は徐々に増えてきてはいるが、コロナ禍前までには戻っていない。検診案内を広報に挟んでいたが、来年度からは各家庭に郵送するとの答弁がありました。

空き家対策事業費、減の詳細についての質疑に、無償で寄附された空き家を解体する事業です。寄附がなかったことによる減額ですとの答弁がありました。

空き家対策で解体まで行った軒数はとの質疑に、今年度は4件ですとの答弁がありました。

7款商工費で、生活支援商品券発行事業システム改修委託料の減についての質疑に、システム改修の必要がなかったとの回答でした。

8款土木費で、乙植木・若葉1号線道路改良工事、減の詳細についての質疑に、工事箇所 JR 該当の場所があったため、JR との協議の結果、日本鉄道私鉄協会の工事管理者、見張者の有資格者を指名入札したが、全員が辞退で不調に終わったため、今年度は JR 該当部分を除き、側溝のみの工事を行ったための減額ですとの答弁がありました。

以上、当委員会、慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので質疑を省略し、これより議案第5号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第5号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第5号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第6号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第6号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第6号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第6号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ244万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億2,844万2,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は次のページの「第1表歳入歳出予算書」によるものとしています。

6ページ、7ページをお開ください。

歳入の主なものは、1款1項国民健康保険税85万4,000円の減額は決算見込みによるもの。

4款1項県補助金792万8,000円の減額は特別交付金の交付決定通知による特別調整交付金等の減額によるものです。

5款1項他会計繰入金201万9,000円の減額は、給与費等繰入金などの決算見込みによる減額です。

8 ページ、9 ページをお開きください。

7 款 1 項延滞金、加算金及び過料 9 0 万円の増額、3 項雑入 3 1 1 万 6, 0 0 0 円の増額は、延滞金、一般被保険者第三者納付金と一般被保険者返納金の決算見込みによるものです。

1 0 ページ、1 1 ページをお開きください。

歳出です。

6 款 1 項保険事業費 7 万円の増額は、職員人件費と第三者行為求償事務委託料の決算見込みによる増額補正です。

2 項特定健康審査等事業費 4 1 万 3, 0 0 0 円の減額は、特定健康審査事前予約受付委託料と特定健康審査受診率向上推進地区補助金の決算見込みによるものです。

8 款 1 項償還金及び還付加算 2 1 0 万円の減額は、保険税過誤納還付金の決算見込みによるものです。

以上、採決の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第 6 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 6 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 6 号令和 4 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 7 号

○議長（松山 力弥） 日程第 7、議案第 7 号令和 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9 番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第 7 号令和 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の補正予算書の 1 ページをお開き下さい。

令和 4 年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1, 2 1 0 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 2, 2 0 0 万円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの「第1表歳入歳出予算補正」による。として
います。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款1項後期高齢者医療保険料1,015万8,000円の減額は、令和
5年1月末の調定額及び収納率により算定しました決算見込みによるものです。

4款1項繰越金2,255万2,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,701万
4,000円を含めたところの補正です。

5款4項雑入46万9,000円の増額は、前年度事務費負担金の返還金です。

次に歳出です。

8ページ、9ページをお開きください。

1款1項総務管理費30万円の減額は、決算見込みによるものです。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1,240万1,000円の増額は、歳入予算の保険料、
前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正と
なります。

以上、採決の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり
ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません
か。——討論なしと認めます。よって、議案第7号について採決に入ります。本案に対する委員
長の報告は可決です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起
立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第7号令和4年度須恵町後期高齢者医
療特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第8号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第8号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第8号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正
予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,713万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億769万9,000円とする。

第2項、款項の区分及び金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるとしています。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるとしています。

4ページをお願いします。

第2表、地方債補正です。

1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,830万円を2,160万円に変更。これは令和4年度多々良川流域下水道建設費の確定による減額です。

多々良川流域関連公共下水道分、限度額2億380万円を1億7,500万円に変更。これは、町の工事量の減による減額です。

資本費平準化債公共下水道分、限度額1億450万円を1億430万円に変更。公営企業会計適用債、限度額900万円を570万円に変更。どちらも、対象事業の減による減額です。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入です。主なものは、1款分担金及び負担金1,906万円の増額補正は、決算見込みによるもの。

5款繰入金2,832万2,000円の減額補正は、収支調整によるもの。

6款繰越金677万9,000円の増額補正は、前年度繰越金の確定によるものです。

8ページ、9ページをお願いします。

7款4項雑入1,430万9,000円の増額補正は、多々良川流域下水道維持管理負担金返還金の確定によるもの。

8款町債3,900万円の減額補正は、対象事業費の減に伴うものです。

10ページ、11ページをお願いします。

歳出です。

主なものは、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費859万4,000円の減額補正は、主に委託料・負担金、補助及び交付金の執行残分の減額です。

同じく3目下水道施設整備基金費1,657万3,000円の増額補正は、受益者負担金前納分の確定によるもの。

2款下水道事業費1項下水道事業費1目公共下水道事業費3,324万7,000円の減額補正は、主に工事請負費・補償、補填及び賠償金の執行残分の減額です。

12ページ、13ページをお願いします。

3款公債費1項公債費2目利子60万9,000円の減額補正は、主に利率の見直しによるもの

のです。

質疑として、公債費の借入先金融機関について選定方法に関する質問があり、入札により金利の低い金融機関から借入をしているとの答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第8号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第8号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第9号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第9号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第9号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,489万3,000円とする。

第2項、款項の区分及び金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるとしています。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるとしています。

4ページをお願いします。

第2表、地方債補正です。

1、変更、起債の目的、下水道業債、資本費平準化債、限度額2,000万円を1,990万円に変更。公営企業会計適用債、限度額80万円を60万円に変更。どちらも、対象事業の減による減額です。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入です。

3 款繰入金 2 6 0 万円の減額補正は、収支調整によるもの。

4 款繰越金 2 7 9 万 3, 0 0 0 円の増額補正は、前年度繰越金の確定によるもの。

6 款町債 3 0 万円の減額補正は、対象事業費の減によるものです。

8 ページ、9 ページをお願いします。

歳出です。

3 款公債費 1 0 万 7, 0 0 0 円の減額補正は、利率見直し等による減額です。

質疑として、公債費の利子の見直しについて質問があり、長期の借入については 1 0 年おきに利子の見直しが行われるとの答弁がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第 9 号について採決入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 9 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 9 号令和 4 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 0. 議案第 1 0 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 0、議案第 1 0 号令和 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。1 1 番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第 1 0 号令和 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条の収益的収支及び第 3 条の資本的収支については、実施計画内訳書にて説明いたします。

2 ページ、3 ページをお願いします。

収益的収入及び支出、収入です。

第 1 款水道事業収益第 1 項営業収益第 1 目給水収益、補正額 2, 0 4 2 万円の減額補正は決算見込みによるもの。

第 2 項営業外収益第 3 目雑収益、補正額 4 7 0 万円の増額補正は損害保険料の確定によるものです。

4 ページ、5 ページをお願いします。

支出です。主なものは、第 1 款水道事業費第 1 項営業費用第 1 目原水及び浄水費 3 1 9 万 4, 0 0 0 円の減額補正は委託料等の執行残分の減額です。

6 ページ、7 ページをお願いします。

資本的収入及び支出、収入です。

第 1 款資本的収入第 1 項負担金第 1 目負担金、補正額 1, 5 8 0 万円の減額補正は下水道管布設関連工事の減に伴うものです。

支出です。

第 1 款資本的支出第 1 項改良費第 2 目配水施設改良費、補正額 1, 3 0 0 万円の減額補正は県道拡幅工事に伴う水道管改良工事について県の発注が令和 5 年度になったことに伴う減額。

第 3 目補正額 2 4 0 万円の減額補正は、工事請負費の執行残分の減によるものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第 1 0 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 1 0 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 1 0 号令和 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 1. 議案第 2 6 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 1、議案第 2 6 号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第 2 6 号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由としましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和 4 年 1 2 月 1 6 日に公布され、令和 5 年 3 月 1 日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

概要につきましては、議員個人の兼業規制を緩和する改正地方自治法により、議員個人が町の公共事業の請負契約について 3 0 0 万円まで認められることとなりました。本条例に規定する議

員の配偶者等についても、議員個人同様規制緩和をいたします。その他資産等の報告事項、基準日の見直しを行うものです。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第26号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号を総務建設産業委員会に付託します。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は3月7日午前9時から行います。

本日はこれで散会します。

午前10時52分散会
